



# 熊本県公報

第11851号  
平成21年10月20日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 2
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立の届出…………… (団体支援総室) 3
- 液体クロマトグラフ質量分析計の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (管理調達課) 3

**公 告**

- 液体クロマトグラフ質量分析計の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 4
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 建設許可に係る公開による意見の聴取…………… (建築課) 7
- 建設許可に係る公開による意見の聴取…………… ( // ) 7

**登 載 依 頼**

- 熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 8
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 10
- 平成21年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 10

## 告 示

**熊本県告示第962号**  
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 保保路 熊本市新大江一丁目9番27号	株式会社せら	平成21年10月15日

**熊本県告示第963号**  
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 保保路 熊本市新大江一丁目9番27号	株式会社せら	平成21年10月15日

**熊本県告示第964号**  
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町神ノ前字上尾392番14
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上尾392番14（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第965号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鎌瀬字責1554番1、字鎌瀬山2830番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字責1554番1・字鎌瀬山2830番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第966号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字葛ノ平2661番4から2661番6まで、2664番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字葛ノ平2661番4から2661番6まで・2664番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第967号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字金山906番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第968号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

のり等養殖業（のり養殖業）

加入区の名称	漁業の区分
有明海のり特定第1号 有明海のり特定第3号 有明海のり特定第4号 有明海のり特定第8号 有明海のり特定第9号	のり養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。）

**熊本県告示第969号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達物品及び数量  
液体クロマトグラフ質量分析計 1式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 競争入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111（内線6349）  
096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成21年11月10日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格の審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成23年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査

申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで行う。

**公 告****熊本県公告第551号**

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達物品及び数量  
液体クロマトグラフ質量分析計 1式
- (2) 調達物品の仕様等  
液体クロマトグラフ質量分析計仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成22年3月19日（金）
- (4) 納入場所  
熊本県熊本市東町3-11-38  
熊本県産業技術センター
- (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に係る総額とする（搬入費、据付調整費、使用説明等納入に要する一切の費用を含む。）。なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
- (7) その他

ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、電子入札システムに利用者登録が完了していない者は、紙入札方式による入札（電子入札システムによる入札をいう。）により参加できない。むを得ない事情があり、入札書受付書面なお、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に記載する場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、紙入札方式による入札により参加できるものとする。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

**2 入札参加者の資格に関する事項**

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県産業技術センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（液体クロマトグラフ質量分析計入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。  
なお、熊本県産業技術センターの審査を受ける期間は、公告の日から平成21年11月17日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

**3 入札参加のための確認申請**

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に記載する要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 提出書類及び提出方法
    - ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。  
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した(ア)を添付すること。  
ただし、(ア)を電子ファイル化できない場合は、(イ)を添付し、(ア)をファックス等により4の(1)に記載する場所に提出すること。  
(ア) 2の(2)に記載する仕様適合証明願(書)  
(イ) 提出書類目録
    - イ 紙入札方式による入札参加の場合  
(ア)及び(イ)を4の(1)に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。  
(ア) 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書  
(イ) 2の(2)に記載する仕様適合証明願(書)
  - (2) 提出期間  
公告の日から平成21年11月24日(火)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
  - (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
  - (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧(交付)方法
    - ア 閲覧(交付)の場所  
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
    - イ 閲覧(交付)の期間  
公告の日から平成21年12月1日(火)まで閲覧に供する。交付については当該期間(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)に記載する競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から、平成21年11月30日(月)午後5時までに入札すること。
    - イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成21年12月1日(火)午後2時  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課 入札室(県庁行政棟本館2階)
  - (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
    - ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札を行うこと。
    - イ 紙入札方式による入札の場合  
入札関係様式に定める(本人用)又は(代理人用)の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するとき、入札関係様式に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年11月30日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きすること。  
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
  - (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
  - (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
再入札の時刻については、原則として開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される「再入札通知書」を必ず確認すること。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札

書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札  
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札  
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札  
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札  
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ 明らかに連合によると認められる入札  
シ その他入札に関する条件に違反した入札

- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められれば、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (8) その他  
仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証書でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（ただし、保険期間の終日は、納入期限以降とする。）。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請が必要

- (ア) 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
- (イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券  
イの場合にあっては入札関係様式に定める履行証明願（書）
- (ウ) 提出期限 落札決定の日から7日以内
- (エ) 提出場所 4の(1)に記載する場所

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 9 Summary

- (1) Name and quantity of merchandise:  
A set of Liquid chromatograph-tandem mass spectrometer
- (2) Delivery deadline:  
March 19th, 2010
- (3) Place of delivery:  
Kumamoto Industrial Research Institute  
3-11-38 Higashi-machi, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-0901, Japan
- (4) Date and Place to submit a bidding proposal:  
Date: December 1st, 2009, 2:00 p.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Deadline for bidding proposal by mail (Registered only) :  
Bidding proposal must arrive no later than November 30th, 2009
- (6) Language and currency:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese yen only
- (7) Contact Section:  
Contract Section,  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580

#### 熊本県公告第552号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区理事長浦田勝から平成21年9月7日付けで申請のあった定款変更については、平成21年10月13日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第6項ただし書の規定による許可に係る公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第15項の規定により公告する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 意見の聴取の日時  
平成21年10月23日（金）午後2時から
- 2 意見の聴取の場所  
上益城郡御船町辺田見396番1 上益城地域振興局3階大会議室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画  
株式会社DAISO代表取締役本田勝敏の申請に係る上益城郡御船町大字辺田見字茂正寺1331番1の一部における自動車修理工場の新築

#### 熊本県公告第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第1項ただし書の規定による許可に係る公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第15項の規定により公告する。  
平成21年10月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 意見の聴取の日時  
平成21年10月26日（月）午前10時から
- 2 意見の聴取の場所  
菊池市隈府865番地 菊池市中央公民館2階大研修室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画  
菊池市長福村三男の申請に係る菊池市亘493番2他121筆における野球場本部席上屋の新築

登 載 依 頼

熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年10月20日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊 本 県 教 育 委 員 会 規 則 第 1 4 号

熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(熊本県立高等学校学則の一部改正)

第1条 熊本県立高等学校学則(昭和40年熊本県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「熊本県公立高等学校」を「熊本県立高等学校」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 学期については、熊本県立学校管理規則(昭和32年熊本県教育委員会規則第6号、以下「管理規則」という。)第2条に定めるところによる。

第7条第3項及び第4項を削る。

第8条第1項を次のように改める。

休業日については、管理規則第3条に定めるところによる。

第8条第2項から第4項までを削る。

第9条及び第10条を次のように改める。

(臨時休業)

第9条 臨時休業については、管理規則第4条に定めるところによる。

(振替授業)

第10条 振替授業については、管理規則第5条に定めるところによる。

第11条第1項を次のように改める。

高等学校の教育課程の編成及びその届出については、管理規則第6条に定めるところによる。

第11条の2第1項を次のように改める。

連携型高等学校の教育課程については、管理規則第6条の2に定めるところによる。

第11条の2第2項を削る。

第11条の3第1項を次のように改める。

併設型高等学校の教育課程については、管理規則第6条の3に定めるところによる。

第11条の3第2項を削る。

第15条第1項中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第23条第4項中「1に」を「いずれかに」に改める。

別表(第4条関係)熊本県立大津高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立阿蘇中央高等学校	全日制	普通科 総合ビジネス科 農業食品科 グリーン環境科 社会福祉科
--------------	-----	---------------------------------

別表(第4条関係)熊本県立阿蘇高等学校の項、熊本県立蘇陽高等学校の項を削る。

別表(第4条関係)熊本県立八代東高等学校全日制の項中「普通科 商業科 情報ビジネス科」を「普通科 商業科 情報会計科」に改める。

別表(第4条関係)熊本県立八代東高等学校定時制の項を削る。

別表(第4条関係)熊本県立天草東高等学校の項を削り、同表熊本県立牛深高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立上天草高等学校	全日制	普通科 情報会計科 福祉科
-------------	-----	---------------

別表(第4条関係)熊本県立大矢野高等学校の項及び熊本県立松島商業高等学校の項を削る。

別表(第4条関係)熊本県立八代工業高等学校定時制の項中「機械科」を削り、「総合学科」を加える。

別表(第4条関係)熊本県立菊池農業高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立翔陽高等学校	全日制	総合学科
熊本県立矢部高等学校	全日制	普通科 食農科学科 緑科学科



別表（第4条関係）中

熊本県立阿蘇清峰高等学校	全日制	生物科学科 林業・農業土木科 社会福祉科
熊本県立矢部高等学校	全日制	普通科 生活・園芸科 林業科

を削る。

別表（第4条関係）熊本県立八代農業高等学校全日制の項中「フラワークリエイト科 生産科学科 農業土木科 福祉教養科 生活デザイン科」を削る。

別表（第4条関係）中

熊本県立苓洋高等学校	全日制	普通科 海洋開発科 水産食品科
熊本県立翔陽高等学校	全日制	総合学科

を

熊本県立苓洋高等学校	全日制	普通科 海洋開発科 水産食品科
------------	-----	-----------------

に改める。

（熊本県立特別支援学校学則の一部改正）  
第2条 熊本県立特別支援学校学則（昭和41年熊本県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特別支援学校」の次に「（以下「特別支援学校」という。）」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

2 学期については、熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号、以下「管理規則」という。）第2条に定めるところによる。

第6条第3項及び第4項を削る。

第7条第1項を次のように改める。

休業日については、管理規則第3条に定めるところによる。

第7条第2項から第4項までを削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

（臨時休業）

第8条 臨時休業については、管理規則第4条に定めるところによる。

（振替授業）

第9条 振替授業については、管理規則第5条に定めるところによる。

第10条第1項を次のように改める。

特別支援学校の教育課程の編成及びその届出については、管理規則第6条に定めるところによる。

第15条第1項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第24条第5項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（熊本県立中学校学則の一部改正）

第3条 熊本県立中学校学則（平成20年熊本県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 学期については、熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号、以下「管理規則」という。）第2条に定めるところによる。

第8条第3項及び第4項を削る。

第9条第1項を次のように改める。

休業日については、管理規則第3条に定めるところによる。

第9条第2項から第4項までを削る。

第10条及び第11条を次のように改める。

（臨時休業）

第10条 臨時休業については、管理規則第4条に定めるところによる。

（振替授業）

第11条 振替授業については、管理規則第5条に定めるところによる。

第12条を次のように改める。

（教育課程）

第12条 中学校の教育課程の編成及びその届出については、管理規則第6条に定めるところによる。

第13条第1項を次のように改める。

併設型中学校の教育課程については、管理規則第6条の3に定めるところによる。

第13条第2項を削る。

第24条中「伝染病」を「感染症」に改める。

- 第28条第4項中「1に」を「いずれかに」に改める。  
 (熊本県立学校管理規則の一部改正)  
 第4条 熊本県立学校管理規則(昭和32年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
 第4条を次のように改める。  
 (臨時休業)  
 第4条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を速やかに委員会に報告しなければならない。  
 附 則  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第12号)は、廃止する。  
 3 この規則の第1条による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立八代農業高等学校全日制フラワークリエイト科 生産科学科 農業土木科 福祉教養科 生活デザイン科は、この規則の第1条による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間、存続するものとする。  
 4 この規則の第1条による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立阿蘇高等学校全日制普通科、熊本県立蘇陽高等学校全日制普通科、熊本県立大矢野高等学校全日制普通科、熊本県立天草高等学校全日制普通科、熊本県立松島商業高等学校全日制商業科、熊本県立阿蘇清峰高等学校全日制生物科学科 林業・農業土木科 社会福祉科及び熊本県立矢部高等学校全日制普通科 生活・園芸科 林業科は、この規則の第1条による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、存続するものとする。  
 5 この規則の第1条による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立八代東高等学校定時制普通科及び熊本県立八代工業高等学校定時制機械科は、この規則の第1条による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月20日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文子

**熊本県教育委員会規則第15号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
 別表の改正規定中同表県央学区の項高等学校名の欄中「蘇陽高等学校」及び「矢部高等学校」を削り、「松橋高等学校」の次に「矢部高等学校」を加え、同項通学区域備考の欄中「済々黌高等学校には、鹿本郡植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。」を「済々黌高等学校には、菊池市のうち旧泗水町を加える。」に改め、「第一高等学校には、鹿本郡植木町を加える。」を削る。  
 別表の改正規定中同表県北学区の項高等学校名の欄中「阿蘇高等学校」を削り、「大津高等学校」の次に「阿蘇中央高等学校」を加え、同項通学区域備考の欄中「鹿本郡」を削り、同項通学区域備考の欄中「菊池高等学校には、合志市を加える。」の前に「玉名高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。鹿本郡高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。」を加え、「菊池高等学校には、合志市を加える。」を「菊池高等学校には、熊本市のうち旧植木町及び合志市を加える。」に改め、「大津高等学校には、合志市及び菊池郡菊陽町を加える。」を「大津高等学校には、熊本市のうち旧植木町、合志市及び菊池郡菊陽町を加える。」に改める。  
 別表の改正規定中同表県南学区の項高等学校名の欄中「天草東高等学校」及び「大矢野高等学校」を削り、「牛深高等学校」の次に「上天草高等学校」を加え、同項通学区域備考の欄中「大矢野高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。」を削り、「上天草高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。」を加える。

- 附 則  
 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
 2 この規則による改正前の別表に規定する蘇陽高等学校、矢部高等学校、阿蘇高等学校、天草東高等学校及び大矢野高等学校の通学区域については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、存続するものとする。

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号**

平成21年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年10月13日

## 熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成21年10月28日(水)  
13時30分から16時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 平成21年度熊本県公共事業再評価対象事業について(付帯意見の審議)  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理室)  
電話096-333-2490